

事業群評価調書(令和元年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	教育庁特別支援教育課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	分藤 賢之
事業群名	⑦ インクルーシブ教育システム※の構築に向けた特別支援教育の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)						(取組項目)					
障害のある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズなどに応じた、きめ細かな教育を推進します。						i) 特別支援学校の適正配置及び障害の重度・重複化を踏まえた対応 ii) 特別支援学校キャリア検定の実施等、自立や社会参加を目指したキャリア教育等の充実 iii) 乳幼児期から高校卒業までの継続的な支援体制の整備 iv) 各種研修の実施及び相談支援体制の充実等、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上					
※インクルーシブ教育システム…共生社会の形成に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み											
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 全校種とも昨年度に比べて作成率は上昇した。特に高等学校の作成率が10ポイント以上伸び、H30年度の目標値を達成できた。	
	公立の幼・小・中・高等学校における個別的教育支援計画の作成率		目標値①	84%	87%	90%	90%以上を維持	90%以上を維持	90%以上を維持(R2)		
			実績値②	79.7% (H26)	83.0%	84.7%	91.6%				進捗状況
			②/① (達成率)	98%	97%	101%					順調

2. 平成30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					中核事業		
				H29実績	うち一般財源	人件費(参考)		事業対象	平成30年度事業の実施状況(令和元年度新規・補正事業は事業内容)	指標	主な目標	H29目標		H29実績	達成率
				H30実績								H30目標		H30実績	
所管課(室)名	R元計画				R元目標										
1	取組項目 i	障害のある子どもの医療サポート事業	H16-	34,273	25,540	2,414	特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒 医療的ケアを必要とする児童生徒 特別支援学校に在籍する特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施した。また、看護師との連携・協働による医療的ケアを実施するため、特別支援学校の教員を対象に、喀痰吸引等研修を実施した。	活動指標	特別支援学校における学校看護師の配置数(人)	13	13	100%	●事業の成果 ・看護師の配置により、必要な児童生徒への医療的ケアが実施できた。また、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた教員が、看護師と連携・協働して医療的ケアの一部を実施したことで、児童生徒への対応が充実した。		
				34,355	25,594	2,392				13	13	100%			
				43,072	33,401	2,392				16					
		特別支援教育課													
							成果指標	医療的ケアの必要な児童生徒の安全な学校生活の確保(%)	100	87	87%				
									100	83	83%				
2	取組項目 ii	特別支援学校キャリア教育充実事業	H29-R元	2,156	2,156	4,023	研究校を指定した小・中・高一貫したキャリア教育の充実に向けた実践研究の実施、職場体験・キャリア体験活動の実施、就労アドバンスセミナーの開催、キャリア検定の実施、職業教育アドバイザーの派遣、アフターフォローの充実、キャリア教育応援企業登録制度の実施に取り組んだ。また、菅岐や対馬など、しま地区でのキャリア検定を試行的に行った。	活動指標	知的障害特別支援学校高等部生徒のキャリア検定受検率(%)	40	40	100%	●事業の成果 ・キャリア検定の周知と浸透により、検定受検者が大幅に増加した。検定は、生徒の清掃の技能を高めることだけではなく、身に付けた技能を生かせる職場への就労にもつながっており、生徒の進路選択の幅が広がっている。就職を希望する生徒の就職率は前年度から若干下がる結果となった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・障害のある児童生徒の自立や社会参加を目指すためには、早期からの個別の教育支援計画に基づいた一貫した支援の充実が必要であり、指標実績値の向上につながっている。		
				2,217	2,217	3,189				43	56.1	130%			
				2,635	2,635	3,190				57					
		特別支援教育課													
							成果指標	県立特別支援学校高等部・専攻科で就職を希望する生徒の就職率(%)	90以上を維持	93	100%				
									90以上を維持	88.5	98%				
									90以上						

3		高等学校における特別支援教育支援員活用事業	H27-	13,023	13,023	805	特別支援教育支援員を配置している高校の生徒・教員等 必要とする高等学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援が必要な生徒のニーズに応じた学習活動や学校生活上の支援及び安全面の見守り等を、教職員と連携して実施した。	活動指標	特別な支援が必要な生徒に関する校内委員会の開催(回)	20	15	75%	●事業の成果 ・特別支援教育支援員による指導・支援の充実を図ることで、特別な支援が必要な生徒の安全の確保や学習意欲が高まったり、仲間とのコミュニケーションが取れたりするようになり、将来の自立と社会参加が促進された。また、情報交換が校内委員会だけでなく、日常的に行われるようになり、生徒の必要に応じた支援の共通理解が行われた。
		特別支援教育課		11,918	11,918	798		成果指標	全生徒に対する学校生活の充実度に関するアンケート(%)	20	25	125%	
				14,100	14,100	798		90	83.9	93%			
								90	75.2	83%			
4	取組項目 iii	発達障害児等能力開発・教育支援推進事業	H28-	2,993	2,166	4,828	教育支援チーム等を活用した早期からの教育相談・支援体制の整備、特別支援教育推進実践研究校の指定、発達障害児等教育支援連絡協議会の開催、高等学校特別支援教育充実委員会の設置、外部専門家を活用したセンター的機能の強化と学校全体の専門性の向上を図った。	活動指標	H29,H30:発達障害等のある児童生徒の支援体制整備についての研修会の実施市町(市町)	10	4	40%	●事業の成果 ・発達障害等のある児童生徒が在籍している全ての学校において、校内支援委員会の設置やコーディネーターの指名が行われており、発達障害等のある児童生徒を取り巻く支援体制の整備が促進された。校内研修や個別の教育支援計画の作成・活用を含めた計画的・組織的な支援ができる体制が整ってきている。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・研修等を通して、個別の教育支援計画の理解啓発が図られ、指標実績値の向上につながっている。
				2,281	1,703	3,986		20	20	100%			
								R元:発達障害等教育支援連携協議会に参加した市町(市町)	21				
		2,894		2,379	3,987	成果指標		発達障害等のある児童生徒の支援体制が整備された学校の割合(%)	70	88	125%		
5	取組項目 iv	発達教育指導費	—	2,274	2,274	2,414	教職員の専門性向上のため、就学相談員等養成研修会や発達障害等教育支援研修会を実施した。また、発達障害等のある子どもの教育の充実のため、希望する幼稚園、保育所、小・中・高等学校へ特別支援学校職員を派遣した。	活動指標	特別支援学校の相談・支援活動実績(件)	5,900	5,399	91%	●事業の成果 ・教育相談件数の減については、これまでの特別支援学校の取組により、地域の園や小・中学校等の専門性が向上したことによるものと考えている。発達障害等教育支援研修会の参加者は1000名を超え、基本的な特性と対応について、理解を深めることができた。
				2,247	2,247	2,392		5,900	4,303	72%			
								5,000					
		3,195		3,195	2,392	成果指標		研修会受講者の研修内容理解度(%)	90以上を維持	98.4	100%		
90以上を維持	99.7		100%										
								90以上を維持					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i) 特別支援学校の適正配置及び障害の重度・重複化を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき特別支援学校の適正配置を進めてきている。平成27年度に策定した「第3次実施計画」により、平成28年4月に県南地区における肢体不自由教育充実のため長崎特別支援学校に高等部を設置した。また、平成29年度には東彼杵地区における知的障害教育の充実のため川棚特別支援学校に高等部を設置し、さらに平成30年度には県央における病弱教育の充実のため大村特別支援学校西大村分教室(小・中学部)を設置した。また、平成30年度に策定した「第4次実施計画」により、北松地区における知的障害教育の充実として、佐世保特別支援学校北松分校の平成33年度開校に向けた準備を進めているところである。 障害の重度・重複化が進み、一人で複数の医療的ケアを必要とする児童生徒が増え、看護師が対応する医療的ケアの回数も増加していることなどから、より安全・安心な教育環境の整備を図るため、必要に応じて看護師の配置拡充や医療的ケアの一部(特定行為)を行える教員の養成が必要である。
<p>ii) 特別支援学校キャリア検定※の実施等、自立や社会参加を目指したキャリア教育等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア検定は、生徒の清掃の技能を高めることだけでなく、身に付けた技能を生かせる職場への就労にもつながっており、教育・医療・福祉の分野など生徒の進路選択の幅が広がりつつある。しかし、就職を希望する生徒の就職率は昨年度より若干下がる結果となった。キャリア検定により生徒に力を身に付けさせるとともに一般就労の実現と就職率向上を図ることが課題である。キャリア検定の充実を目指して、昨年度、吉岐や対馬など、しま地区でのキャリア検定を試行的に行ったが、継続してしま地区でも開催していくことで参加者を広げ、検定の充実を図っていく。 今年度から「ワークサポートオフィス」や「ワークサポートグループ」が設置され、障害者雇用の場に出ることができている。進路先で必要な技能を研究し、これまでの「清掃」の技能に加え検定として新たに実施可能な種目がないかを検討し、開発に取り組むことで、さらなる進路実現やキャリア教育の充実につなげていく必要がある。 ※特別支援学校キャリア検定・・・生徒の進路実現に向けて、必要な知識・技能・態度及び習慣を養うことを目的に各都道府県独自の認定資格を取得するための検定。現在は、清掃4種目による検定を実施。
<p>iii) 乳幼児期から高校卒業までの継続的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近の主な相談内容である保護者に対する障害の理解や二次障害を起した児童生徒の指導など、教育面からの支援だけでは困難なケースに対応するため専門性の高い大学等の相談機関と連携した新たな支援体制による教育相談を実施していく必要がある。 新学習指導要領では、特別支援学級・通級指導教室の児童生徒について個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成が義務付けられ、確実な引継ぎにより継続した指導を行う体制づくりが求められている。これを機会ととらえ、通常の学級に在籍する児童生徒も含め必要な児童生徒にはすべて個別的教育支援計画等を作成し、確実な引継ぎと一貫した指導・支援を行うよう指導を行うことが必要である。 高等学校においては、通級による指導の実施校を拡充したり、特別支援教育支援員の配置校を増やしたことで、高等学校教員の特別支援教育に関する意識は向上してきている。しかし、特別支援教育の視点を生かした指導については、まだ十分とはいえないため、継続して研修の機会を設け、周知及び理解を深めていく必要がある。
<p>iv) 各種研修の実施及び相談支援体制の充実等、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び通級指導教室が年々増加する中で、担当する教職員の特別支援教育に関する専門性の向上は大きな課題であり、教育センターが行う特別支援教育の研修内容の充実や、指導教諭を活用した地域の特別支援教育の充実に向けた体制作りに取り組んでいく必要がある。 特別支援学校においては、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導が必要であり、各障害種に応じた教育の専門性から、当該障害種の免許保有率の向上が課題となっていることから、未保有者に対しては、優先的に認定講習の受講ができるようにするなど、免許保有率の向上に努めていく。 高等学校においては、平成30年度から「通級による指導」が制度化されたところである。個に応じた指導・支援の充実を図るため、個別的教育支援計画等の作成・活用を一層推進するとともに、通級による指導の手引きを活用するなど、通級指導教室を担当する教員の研修を継続して実施していく。

4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容	令和2年度事業の実施に向けた方向性		
			(令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しが無い場合は「－」と記載)	事業継続の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	障害のある子どもの医療サポート事業	学校看護師を3名増やし、7校に計16名を配置した。また、看護師が安全に医療的ケアを実施できるよう、夏季看護師研修会を新設し、アセスメントや技能面等に関する研修を充実させた。	②	医療的ケアの必要な重度・重複障害の児童生徒が在籍している特別支援学校において、対象児童生徒が安全・安心な学校生活を送り、教育活動に参加するために、医療面のサポートが必要であることから、令和2年度についても引き続き本事業を実施する。また、看護師が対応する医療的ケアの回数等も増加しており、より安全で安心できる教育環境整備に努める必要があることから、医療的ケアの一部(特定行為)を行える教員の養成を継続するとともに、看護師と教員の連携・協力を図り、児童生徒の安全確保に努めていく。	改善
2	取組項目 ii	特別支援学校キャリア教育充実事業	昨年度の試行を踏まえ、しま地区における出張検定を実施する。	－	平成29年度から実施してきた本事業により、生徒の進路実現に必要な清掃などの技能を高めるとともに、技能を生かせる職場へ進路選択の幅を広げることができた。本事業は令和元年度末をもって終期を迎えるが、障害者雇用の広がりに応じて新たに求められる技能の分析や、それらの技能を生徒が主体的に高めようとする検定種目の開発等の研究に取り組み、進路先のニーズに応じた技能等を身に付けさせることで、一人一人の進路希望に沿った進路実現を今後も一層推進していく必要がある。	終了

3		高等学校における特別支援教育支援員活用事業	平成30年度中に全高等学校へ実態把握調査を行い、その結果をもとに現地調査を行い、令和元年度配置校を決定した。また、支援員の採用基準や勤務体系・給与体系を見直し、支援員の増員を行った。	②	インクルーシブ教育システム構築が進展する中、発達障害だけでなく、弱視や難聴、肢体不自由の障害がある生徒など、特別な教育的支援が必要な生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育的環境整備や合理的配慮の提供が求められ、学習指導や学校生活上の支援、安全面の見守り等を行うことは必須であることから、令和2年度も同様に特別支援教育支援員を配置し、教職員と連携して、高等学校における特別支援教育の充実を図っていく。また、特別支援教育支援員に対する研修を早い時期に実施することで、生徒一人一人の実態に応じた支援をできるようにする。	改善
4	取組項目 iii	発達障害児等能力開発・教育支援推進事業	発達障害児等能力開発・教育支援推進事業で開発した「見守りシート※」の活用について、県下に広く周知し、活用を促すために県下7会場において発達障害等教育支援研修会を開催し、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校及び義務教育学校、特別支援教育支援員等に見守りシートの活用に関する研修を行う。 ※見守りシート・・・保護者がチェックすることで子どもの成長を学校と共有し、連携して支援していくためのシート	②	令和2年度以降も、発達障害等教育支援研修会等で「見守りシート」の活用について研修を実施し、県下の学校に広く周知する。さらに、県下の学校でどのくらい活用されているかを調査し、その結果をもとに「見守りシート」の活用・普及の方法について、検討及び見直しを行う。	改善
5	取組項目 iv	発達教育指導費	「発達障害等教育支援研修会」を県内7会場で実施する。研修内容を基礎的な内容に見直し、より幅広い教職員に向けた研修を行う。	②	特別支援学級及び通級指導教室が年々増加する中で、担当する教員の特別支援教育に関する専門性の向上は大きな課題であることから、学校のニーズに応じた内容となるよう、研修内容の充実を図りながら、引き続き本事業を実施し、教職員の専門性向上を図っていく。	改善

注：「2. 30年度取組実績」に記載している事業のうち、H30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点